

Title	丸島和洋君博士学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.4 (2009. 3) ,p.103(471)- 108(476)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090300-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

丸島和洋君博士學位請求論文審査要旨

論文題目 戦国期武田氏権力の研究―取次論の視座から―

論文要旨

丸島和洋君の学位請求論文「戦国期武田氏権力の研究―取次論の視座から―」は、領国の内外に対する戦国大名の意思伝達を媒介した人物、すなわち取次に注目し、大名権力の構造を家臣の側に視点を置いて検討したものである。本論文は、序章、本論一・二章、終章からなり、各章の構成及び内容の要旨は以下の通りである。

序章

第一節 戦国大名研究の現状

第二節 本論文の視角

第三節 本論文の構成

第一部 戦国大名間外交と取次

第一章 武田氏の对上杉氏外交と取次

第一節 甲越同盟の成立と展開

第二節 上杉氏担当取次の検出

第三節 取次の整理

第二章 武田氏の対佐竹氏外交と取次

第一節 甲佐同盟の成立

第二節 他大名との交渉への展開

第三節 佐竹氏担当取次の検出

第三章 武田氏の外交取次とその構成

第一節 取次の検出

第二節 取次の構成とその意義

第三節 取次になることの意味

第四章 大名間外交と「手筋」―越相同盟再考―

第一節 越相同盟と「手筋」論

第二節 同盟交渉の展開と「手筋」の変遷

第三節 越相同盟における「手筋」と取次

第五章 取次の書状作成過程

第一節 北条氏房・氏規書状の作成

第二節 北条綱成書状の作成

第三節 取次書状作成の背景

第六章 取次の独断―島津氏の事例から―

第一節 肥後阿蘇氏の服属交渉にみる取次の対面

第二節 豊後入田氏の支援要請と島津家久

第三節 上井覚兼の取次化と独断行動

第四節 大名と取次の意向の乖離

第七章 取次給の宛行

第一節 中世の主従制と多属の領主

第二節 大名間外交の取次と反対給付

第三節 国衆側の取次と戦国大名

第二部 大名家中の権力構造と領域支配

第八章 武田氏の領域支配と郡司

—信濃国諏方郡支配を事例として—

第一節 領域支配研究の動向と概念規定

第二節 天文〜弘治期の諏方郡支配

第三節 奉書式朱印状の創設と諏方郡司

第四節 武田領国における郡司

第九章 武田家朱印状奉者と取次

第一節 朱印状奉者をめぐる研究動向

第二節 武田氏の家臣団統制における取次

第三節 領域担当取次の設定と戦争の展開

第四節 朱印状奉者からみた取次の寡占化

第一〇章 武田家臣三枝氏と家意識

第一節 戦国期三枝氏の政治的動向

第二節 三枝氏の家意識とその変遷

第十一章 武田氏の一門と領域支配

第一節 一門をめぐる研究動向

第二節 武田信繁の政治的位置

第三節 御一門衆の基盤

第四節 御一門衆と領域支配

第五節 諏方勝頼の高遠領支配

第十二章 室町〜戦国期の武田氏権力

—守護職の問題をめぐる—

第一節 戦国大名論と戦国期守護論

第二節 武田守護家の成立と断絶

第三節 室町後期の武田氏と幕府・鎌倉府

第四節 戦国期武田氏の勢力拡大と守護職

終章

第一節 中近世移行期権力における意思伝達と取次

第二節 戦国大名権力の特質

序章は、本論文における考察の前提として、戦国時代の地域権力に関する研究史整理を通じて、問題の所在を明らかにしている。特にここでは、先行研究が幕府や国衆（領国内領主）・村落など権力外部との関係に基づく分析に偏っていた点を指摘し、これを補うため大名の意思伝達を媒介した取次に注目する。そして家臣の側の視点から、大名権力の意思決定のあり方をとらえ直すとともに、大名の領域支配の実像に迫っていくことを、論文の目的に掲げる。また、次代の近世権力への連続性を重視した「戦国大名論」と、前代の室町時代的秩序の規定性を重視した「戦国期守護論」とが、互いに異なる地域権力の分析に立脚しているために議論がすれ違っている学界動向に警鐘を鳴らし、双方が言及する数少ない事例である甲斐武田氏を分析の中心に据えるという研究方針を提示する。

第一部（第一章〜第七章）は、戦国大名と他大名との外交交渉を担った取次について、個別事例をあげながら具体的に分析したものである。このうち第一章および第二章では、武田氏と他大名との同盟交渉を取り上げ、交渉を担当した取次を検出し、その特徴を分析している。この二章の成果をふまえて武田氏外

交全体を検討したのが第三章で、交渉相手別に取次を検出することで、一門・宿老（準一門）格の大身と小身の大名側近層とがセツトになつて外交全般を担つていたことを明らかにする。この内、側近層は大名の意思をよく理解しうる存在として、交渉の実務面を担うことが期待され、また一門・宿老は大名家中の代表として交渉の信頼性を補強するとともに、家臣団の反対で合意が反故にならないよう保証する役割も担つていたことを考察する。

第四章から第七章では、後北条氏・島津氏といった他大名の事例から、取次と大名との関係を探つたものである。第四章は、越相同盟（上杉・後北条同盟）交渉において、複数の取次がそれぞれに交渉ルートを持つていた問題を取り上げ、取次という役目が家臣にとって一種の権益として認知されており、家臣の側に積極的に交渉ルートを開拓する動きがあつたことを明らかにしている。第五章は、取次から送る外交書状の作成にあつて、大名と取次との間の調整がどのようにしてなされたのかを、後北条氏の事例から具体的に示す。さらに第六章は、島津氏による国境地帯の国衆との服属交渉から、取次が大名の思惑を超えて動いた事例を取り上げ、取次の自律的な側面を掘り下げる。そして第七章は、取次が交渉相手である他大名から知行を与えられていた事例を検討し、取次は時として両属性を有する場合があつたことを指摘する。

第二部（第八章～第二章）は、武田氏の領域支配における意思伝達と、それを担つた武田氏の家臣について検討したものと

である。第八章では、武田氏の領域支配制度の概要を押さえるとともに、そこに登場する「郡」という支配単位が、新規占領地を円滑に支配するために設定されるものであつて、国郡制の郡とは必ずしも一致しないことを明らかにする。第九章は、武田氏の領域支配・家臣団統制において、大名が取次による媒介を意思伝達のシステムとして制度化していたことを確認する。本来、取次関係は被取次者との個人的契約の色彩が濃いものだが、これを武田氏は正規の連絡ルートとして公認した上、新規占領地については、軍陣に随行する側近の中から当該領域担当の取次を選任するという措置を取つている。また、領域支配の単位がその時の出兵において軍事的影響力が及んだ範囲に規定されるため、必ずしも国郡の境界には拘束されない点にも言及する。第一〇章は、武田氏の譜代重臣層に関する基礎研究だが、事例として取り上げた三枝氏が、山県姓を与えられてこれを称するなど、自身の取次である山県昌景と密接な関係を築いていた事実を指摘している。

第十一章では、武田氏一門の役割について論じている。大名権力を支える存在となるべく、積極的な加増を受けて発言力を強めた彼らの役割とは、内政ではなく、軍事や他大名との外交交渉にあつたことを実証している。こうした一門衆の所領は概ね散在的で、武田氏の本拠である甲府在住を基本としており、例外的に領域支配を任されたのはすべて国衆家の家督を継いだ者であつたこと、さらに従前の国衆領を組み込んで再編された領域を、あくまでも国衆家当主の立場で統治していたことなど

が言及されている。第一二章は、ここまでの成果をもとに、戦国期権力としての武田氏をどのように位置付けるべきかを改めて検討したもので、室町期以来の幕府・鎌倉府や国人（国内の独立領主）との関係をふまえて、一国の守護であることが国人に対する求心力とはなり得なかったこと、そもそも地域の枠組み自体が必ずしも国単位に限定されておらず、国境を超えたまとまりを有する場合があつたことを論証する。武田氏は、主として軍事力で国人たちを服属させることによつて権力を確立し、支配の枠組みも戦争の遂行状況や地域の実情に応じて独自に設定しており、室町幕府の承認や守護職の裏付けを必要としない以上、戦国大名という自立的な地域権力として位置付けるべきであると提言する。

終章では、本論文の成果に基づき、取次論の視点から戦国期権力を位置づけ直す。まず意思伝達のあり方において、室町期よりも豊臣期の方により強い連続性を見出せることを指摘し、室町期以来の守護公権が大名の権力の源泉としてはあまり重要でないことを確認する。また、自身の一門・宿老層の権限が軍事・外交や国衆領（一門・宿老自身の所領）の領域支配に限られ、内政面への関与が見られない点などから、権力構造における国衆の役割を過大評価すべきでない主張する。さらに、戦国期権力は基本的に大名自身の「家」権力（家政的支配）を拡大・再編したものと結論づけるとともに、大名の政策が迅速かつ柔軟に戦争に対処しようとする方向性を有していた点に注意を喚起している。

審査要旨

丸島和洋君の学位請求論文「戦国期武田氏権力の研究―取次論の視座から―」は、取次論を主軸に据えた武田氏権力の研究であり、現在の戦国期研究の中では最も優れた学術的価値を有するものと判断できる。

まず大名間外交における取次を扱った第一部では、对上杉氏・対佐竹氏を中心に、武田氏のかかわる取次をすべて検出し、その出身基盤、活動内容、交渉相手の大名との関係など細部にわたつて解明した点が、当該研究を大きく前進させたものとして特筆される。発給文書の網羅的蒐集と手堅い史料操作の上に立った実証的な議論によつて、取次を武田氏権力の重要な構成者として描き出すことに成功している。その上で、取次としての活動が権力内部における政治的立場を強化する側面を指摘するとともに、取次が大名の意思から逸脱して行動する事例、交渉相手の大名から知行を安堵される事例などを分析・検討し、大名間の境界に生成しつつあつた新たな政治的存在としての取次を論ずる。こうした考察は、戦国大名権力が自己の領域内ではなく、外延部に新たな戦国期的政治関係を形成するという展望につながっている。

このことをふまえて第二部では、武田氏の領国内部における政治的関係を論ずる。こちらの局面でも、家ごとに固定化された個人的な契約関係に基づいて、側近の取次が大名との間の意思伝達を媒介していたのに対し、一門・宿老（準一門）の方は基本的に内政から排除されていたという指摘は重要である。ま

た、武田氏滅亡の一因となった、勝頼期における少数の側近への権限集中を、領国の拡大に伴う有力側近の転出（城代就任）によって、取次の人数が減少した結果と位置付けるなど、当該期の政治史への斬新な切り口も提供している。第二章における戦国期守護論批判も、本論文において得られた知見を基盤に、近年の研究史を的確に取り込んで論じており、説得力に富んだ内容といえる。

方法面で丸島君の意欲的な議論を支えているのが、堅実でかつ鋭い史料分析である。単に史料の内容を正確に読み込むだけでなく、例えば第五章で外交文書の作成過程を復元するにあたって、文書群の伝来を踏まえて論を展開するなど、史料学的なアプローチが優れている。中でも、第一章において『高野山成慶院供養帳』という新史料を発掘し、その史料学的検討から、武田勝頼による諏方家継承について、通説の諏方本宗家ではなく高遠諏方家を継いだ新事実を突き止めるとともに、武田氏領国における一門の領域支配が、専ら国衆家の相続と国衆領の継承という形で成立したことを論証したのは、特筆すべき成果である。

各章ごとの新たな知見に加えて、本論文全体を通観した成果として第一に挙げるべきは、武田氏の事例に即して外交取次を包括的に検討し、その権力的位置を明確にした点であろう。大名間外交の構造と取次に関する研究としては現時点における学術界最高の水準と言ってよく、しかもこれが戦国権力論にとって必要不可欠な問題であるという新たな提言は注目に値する。第

二の大きな成果は、外交・内政両面における取次のあり方を手がかりに、大名と家中の相互関係の構造を分析した上で、「家」権力としての大名権力論を打ち出した点にある。例えば大名間の外交交渉も、側近の取次が窓口となる大名の「家」対「家」の交渉が中核で、これに家中の代表が保証を与えるという形態をとっており、しかもその家中の代表を務めたのは、大名権力を補完するために大名自身の手で育成・編成された一門・準一門であった。その意味で、大名がしばしば用いた「国」「公儀」というフィクションは、後から被せられたものに過ぎないのであり、たとえ大名が守護職を帯びていたとしても、その効果を過大視するわけにはいかない。丸島君の研究は、戦国大名権力を、近世「公儀」大名への移行を含めて論ずるための新たな視角を提示したものであり、「公儀」の面に偏りがちな近年の研究状況に対して、「家」と「公儀」の両面を見据えた考察の必要性を改めて提起したことが重要である。

ただ、もし「家」と「国」の問題を重視するのであれば、序章における研究史整理に「家」の論点を含めることも可能であったろう。もちろん、丸島君が実際に取り上げた公権論・国衆論・取次論も、研究史の現状からすれば不可欠のものであり、それに加えて「家」権力の問題に言及しようとするれば、論点が拡散してまとまりがつかなくなる危険があったのも確かである。今後の戦国大名権力の究明のなかで、「家」問題を入れて論点整理することを期待したい。

もう一つ、本論文において残された課題として、外交取次の

成立過程の解明を挙げなければならない。そもそも丸島君が外交取次に注目したのは、これが対外的な代表者として、大名からも交渉相手からも認知された存在であり、戦国大名の権力構造を象徴するものにとらえたが故であった。とすれば、丸島君が解明したような存在形態の取次の登場は、大名の権力樹立過程と密接に関連しているはずである。史料的な制約はあるにせよ、取次のシステムがどのようなようにして生まれ、どのようなステップを経て確立したのかを詳細に跡づけることで、戦国期権力の形成を、段階を追って論ずることが可能だったのではないか。完成された取次のあり方を媒介にして、戦国大名権力の特質を見事に浮かび上がらせることに成功しているだけに、なお一層考察を深めて欲しいところである。

以上のように、いまだ研究の余地は残されているものの、史料の持つ様々な情報を正確に導き出し、堅実な実証と独創的な視角によって、戦国大名の歴史的位を明らかにした本論文は、関係分野の研究水準を飛躍的に高めた業績として高く評価すべきものと認められる。よって、審査員一同は、本研究が博士(史学)の学位を授与されるにふさわしいものと判断する。

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学大学院文学研究科教授 文学博士

田代 和生

副査 慶應義塾大学文学部准教授 博士(文学)

中島 圭一

副査 筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授 博士(文学)

山本 隆志